富山県福祉施設支援資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の民間社会福祉事業の経営に必要な資金(以下「貸付金」という。) を貸付けることにより、民間社会福祉事業の充実を図ることを目的とする。

(貸付対象)

- 第2条 前条の規定に基づく貸付金の貸付対象者は、社会福祉法第2条第2項又は第3項に掲げる事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等とし、施設を経営する事業(以下「施設経営事業」という。)にあっては、次の各号に掲げる資金を、施設経営事業以外の事業(以下「運営事業」という。)にあっては、第2号に掲げる資金を貸付けできるものとする。
 - (1) 施設(設備)の整備補修及び土地の取得並びに遊具、その他備品の購入に要する資金(以下「整備費」という。)
 - (2) 運営に要する資金(以下「運営費」という。)
 - 2 前項に規定する貸付対象者であって施設経営事業を主として行いながら、同一施設内において その他の福祉事業も一体的に行う混在型の施設経営事業を実施する者については、当該混在型の 施設経営事業全体に対して前項各号に掲げる資金を貸付けできるものとする。

(貸付限度額等)

第3条 この要綱による1法人等に対する貸付限度額等は、別表のとおりとする。ただし、 1法人等が複数の施設経営事業を行う場合にあって、富山県社会福祉協議会長(以下「県 社協会長」という。)が特に必要と認めたときは、これを1施設に対する貸付限度額等と 読み替えることができるものとする。

(貸付けの制限)

第4条 資金の貸付けの継続は、特に必要と認められる場合以外は、行わないものとする。

(保証人)

第5条 貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

(借入申込)

第6条 貸付申請者は、富山県福祉施設支援資金借入申請書(様式第1号、以下「借入申請書」という。)を、県社協会長に提出するものとする。

(貸付決定)

- 第7条 県社協会長は、前条の規定による借入申請書の提出のあったときは、これを審査し、 貸付けを決定したときは貸付決定通知書(様式第2号)を、貸付けを行わないと決定した ときは貸付不承認通知書(様式第3号)を、当該借入申請者に交付するものとする。
 - 2 県社協会長は、貸付けの適否を審査するため審査会を設置し、前項の審査に当たっては、あらかじめこれを諮問するものとする。

(貸付金の交付及び借用書の提出)

第8条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申請者(以下「借受人」という。)は通知を受けた日から30日以内に借用書(様式第4号)を県社協会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(整備計画等の変更)

第9条 借受人は、貸付決定通知書の交付を受けた後、その整備計画及び償還計画等を変更 しようとするときは、すみやかに県社協会長に変更申請書(様式第5号)を提出して、そ の承認を受けなければならない。

(整備完了報告書)

第10条 借受人は、当該整備を完了したときは、すみやかに完了報告書(様式第6号)を県 社協会長に提出して、その検査を受けなければならない。

(貸付の取消)

- 第11条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取消し、 借受人に対し償還すべき金額の全部又は一部につき期日を指定して返還を要求すること ができる。
 - (1) 貸付金を貸付けの目的以外に利用したとき
 - (2) 偽り、その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - (3) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認めたとき

(違約金)

第12条 返還を求められた貸付金を指定の期日までに返還しない借受人に対しては、その返還期日の翌日から返還日まで年14.6パーセントの割合で違約金を徴収する。

(延滞金)

第13条 借受人が貸付金について、所定の償還期日までに償還しなかったときは、その償還期日の翌日から償還日まで年14.6パーセントの割合で延滞金を徴収する。

(報告徴収等)

第14条 県社協会長は必要があると認めるときは、借受人に対し貸付金の使途について報告を求め、実地に調査し、または、必要な指示をすることができる。

(住所等の変更の届出)

- 第15条 借受人は、借受期間中において、次に各号の一に該当するときは、すみやかにその 旨を県社協会長に届け出なければならない。
 - (1) 借受人及び保証人が借用書に押印した印鑑を改めたとき
 - (2) 保証人について住所の変更、その他重要な異動を生じたとき

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の福祉施設支援資金貸付要綱の規定により貸付けられている資金(整備費の貸付限度額が、1,000万円の資金に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、既に貸付けられている資金(整備費の貸付限度額が1,000万円の資金に限る。)で、県社協会長が特に必要と認めたものについては、改正後の規定による償還期間の範囲内において償還期間を延長することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の福祉施設支援資金貸付要綱の規定により貸付けられている資金については、なお従前の例による。